

(仮称)吹田円山町開発事業に係る環境影響評価
事後調査年次状況報告書(令和元年度版)の概要

1 内容

令和元年度(2019年度)に行われた(仮称)吹田円山町開発事業に係る工事について、事後調査計画書(平成29年(2017年)6月)に基づいて事業者が実施した事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況を取りまとめている。

工事中の事後調査報告書は、通常工事終了後に提出するが、本事業は工事期間が数年にわたるため、年次状況報告書を毎年度本市へ提出することになっている。

2 受理日

令和2年(2020年)7月31日(金)

3 事業者

大林新屋和不動産株式会社

4 報告の概要と所見

(1) 大気汚染

工事中の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、建設機械等の種類、稼働台数・時間及び工事用車両の入出庫台数・時間を把握することにより排出量及び濃度を算出したところ、評価書の予測結果を下回っていたことから、著しい影響はないと考える。

本市は引き続き、排出ガス対策型の建設機械の使用など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている大気汚染防止措置の確実な履行を求めている。

(2) 動植物生態系

事業計画地内において、特定外来生物1種(ナルトサワギク)の生育が確認されたが、適切に処分を行ったことから、著しい影響はないと考える。

本市は引き続き、工事中の早期緑化など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている動植物生態系への配慮の確実な履行を求めている。

(3) 環境保全措置の実施状況

工事の実施もしくは施設の供用にあたっての環境保全措置について、令和2年3月末時点の実施状況又は実施予定を示している。

本市は、環境保全措置の実施内容について、調査結果をもとに検証し、その履行状況を確認している。

(4) サステナブルな街づくり

令和元年(2019年)の販売開始にあたり、「街づくりガイドライン」を作成し、全購入者に対してサステナブルな街づくりの内容及び居住者の省エネ行動を促す情報を周知している。また、国土交通省の補助事業の採択により、125戸を概ねZEH仕様とし、対象エリア全体でゼロエネルギー(1年間で消費するエネルギー量が概ねゼロ以下)とする計画である。

本市は引き続き、事業者が「街づくりガイドライン」や補助事業等を活用することにより、供用後の省エネルギーや温室効果ガスの削減が図られるよう求めていく。

5 今後の対応

本市は、事業者に対して、環境保全目標の達成や基準値の厳守はもとより、さらなる環境対策を求めることで、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導していく。